

平成 30 年度市町村生活習慣等実態調査マニュアル確立事業  
企画提案仕様書

**1 委託業務の名称**

平成 30 年度市町村生活習慣等実態調査マニュアル確立事業

**2 業務の目的**

市町村が各自治体の現状に即した健康増進施策を提案するためには、住民の食事と生活習慣等を実態調査により把握し、分析・評価することで、それらの関連性を明らかにすることが必要である。

沖縄県では、市町村健康増進施策の支援として、市町村が自ら住民の実態調査を行い、そのデータを分析・評価できるようになること目指し、平成 29 年から 3 年計画で市町村生活習慣等実態調査マニュアル確立事業を実施している。

市町村での性・年齢区分に応じた適切な施策展開ができるように、平成 29 年度は県内 9 市町村をモデルに実態調査を実施した。平成 30 年度は、その実態調査結果を集計し、分析・評価するとともに、市町村が実施可能な実態調査の手法や評価方法を記した生活習慣等実態調査・評価分析マニュアル案を作成する。

**3 業務委託期間**

契約締結日から平成 31 年 3 月 29 日までとする。

(平成 31 年度予定契約期間 平成 31 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日)

(平成 31 年度予定事業内容 **5 企画提案書の内容【平成 31 年度】**のとおり)

※ 平成 31 年度予算が成立しない場合は、平成 31 年度市町村生活習慣等実態調査マニュアル確立事業を実施しないこと、また、平成 31 年度契約期間及び事業内容は予定であり、平成 31 年度予算が成立後に調整することもあり得ることに留意すること。

なお、委託業者（再委託先）の責に帰すべき事由により、平成 30 年度委託事業の履行内容が著しく不相当と認められたときは、当該委託契約につき、平成 31 年度は契約しないものとする。）

**4 提案上限額（平成30年度）**

4,479 千円（消費税及び地方消費税含む。）

上記上限額の範囲内で提案すること。ただし、当該金額は企画提案のために設定した金額であり、契約金額ではない。

- (1) 見積は税抜き価格で積算し、別途消費税額を計算し、積算合計額を記載すること。
- (2) 各経費については、単価、月数、回数、個数等、見積もり条件が確認出来るように記載すること。

**5 委託業務の内容**

受託予定者は、以下に掲げる業務を行う。

**【平成 30 年度】**

(1) 報告書の作成（調査結果の集計、分析）

ア 平成 29 年度調査結果の集計、分析

- ・生活習慣調査及び栄養摂取状況調査（食事歴質問票 BDHQ）結果について性・年齢区分別に 9 市町村分を個別集計。
- ・地域における食と生活習慣の関連性を明らかにするために必要なクロス集計等を用いた評価方法の整理。

イ 調査結果報告書の作成

- ・調査概要（調査目的、時期、調査対象者、抽出方法、調査事項、調査方法、回収結果）及び、調査結果（栄養摂取状況調査結果、生活習慣調査結果の集計）、付表（調査票）を記載すること。
  - ・調査結果は市町村毎にまとめ、全体として 1 冊とすること。
  - ・健康長寿課へ提出する報告書は 30 部（A4 版縦、横書き、左綴じ、モノクロ印刷）とし、印刷用の電子記録媒体も提出すること。
- ※調査の概要については、「平成 29 年度市町村生活習慣等実態調査マニュアル確立事業成果報告書」を参照すること。

(2) マニュアル検討会議の運営

ア 議事録作成（会議 2 回予定）

- イ 会議構成員（市町村職員）及びアドバイザー（1 名；東京在住）にかかる経費等支払い
- ※会議構成員はモデル市町村職員（離島を含む 10 市町村）、保健所職員、アドバイザー、事務局

(3) マニュアル案の検討・作成

- 今後、市町村でマニュアルが活用されることを踏まえて、実態調査の企画立案から実施、結果の集計・分析方法等を記したマニュアル案を提案すること。
- また、マニュアル検討会議における市町村の意見を反映させること。

※年間スケジュール（予定）

平成30年度	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
委託関係	公募・契約→							調査結果納品→	
集計		集計→							
分析			分析→						
検討会議			検討会議→				検討会議→		

## 【平成 31 年度予定】

### (1) マニュアル検討会議の運営

- ア 議事録作成（会議 3 回予定）
- イ 会議構成員（市町村職員）及びアドバイザー（1 名；東京在住）にかかる経費等支払い  
※会議構成員はモデル市町村職員（離島を含む 10 市町村）、保健所職員、アドバイザー、事務局

### (2) 調査データを活用した研修会の実施

- ア 研修会の開催（2 回予定）
  - ・会場確保、資料印刷準備、講師選定
- イ 講師にかかる経費等支払い

### (3) マニュアルの作成

- ア マニュアル作成・納品
  - ・調査設計、調査実施手順、調査結果の評価と活用、調査設計から調査結果の評価における Q&A を記載すること。
  - ・健康長寿課へ提出する報告書は 200 部（A4 版縦、横書き、左綴じ）とし、印刷用の電子記録媒体も提出すること。

※本事業は平成 29 年度から 3 年の事業計画であり、今回は平成 30 年度の委託契約であるが、平成 31 年度に今年度委託業務の調査結果集計・分析評価を踏まえて「市町村実態調査・評価分析マニュアル（仮）」を作成するため、後年も引き続き契約を予定している。

## 6 成果物

以下の成果物を納品期限までに健康長寿課に納品すること。

### (1) 調査結果報告書

納品期限：平成 31 年 3 月 25 日

- ア 報告書（冊子） 30 部（A4 版縦、横書き、左綴じ、モノクロ印刷）  
1 部約 500 頁（1 市町村 50 頁×9 市町村で想定）  
印刷用電子記録媒体 1 部
- イ 集計・分析表（電子データ） CD-ROM  
エクセル形式

### (2) マニュアル検討会議の議事録

納品期限：会議終了後 10 日

- ア 議事録（電子データ）  
PDF 形式及びワード、エクセル等編集可能なデータ形式

## 7 企画提案書の内容

- (1) 本事業の趣旨や目的に即した企画提案コンセプトを示すこと。
- (2) 平成30年度の委託業務内容として、以下の事項を示すこと。
  - ア 調査結果集計、分析
    - ・単純集計、クロス集計等
    - ・地域の実態を把握できるような分析・評価方法
  - イ 調査結果報告書作成
    - ・結果報告書の構成
  - ウ マニュアル検討会議の運営
    - ・会議の運営方法（議事録作成、会議構成員への経費支払い等）
  - エ マニュアル案の検討・作成
    - ・マニュアルの構成案
    - ・マニュアル検討会議との連携
  - オ 上記ア～エの業務について、その取組効果や効率を高める独自の提案があれば、その内容を示すこと
- (3) 本委託事業の実施体制及び実施スケジュールを示すこと。
- (4) 本件業務に関する受託実績及び優位的事項を示すこと。

※(1)～(3)を記載する際は、今後、作成されたマニュアルを活用して、市町村が独自で調査の実施及びデータの活用ができることを目指していることを踏まえて、各業務を提案すること。

## 8 業務の再委託についての留意事項

### (1) 一括再委託の禁止

契約の全部を一括して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

上記(1)で定める「契約の主たる部分」とは以下のとおりとする。

- ① 契約金額の50%を超える業務
- ② 企画判断、管理運営、指導監督、確定検査等、統括的かつ根幹的な業務

### (2) 再委託の相手方の制限

本契約の公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることができない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときは、この限りではない。

※「その他、簡易な業務」とは以下のとおりとする。

ア) 資料の収集、整理

イ) 複写・印刷・製本

ウ) データ集計（個人情報かわからないように整理した後）

エ) その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合は、県と別途協議を行った業務

9 その他

(1) 企画提案については、その内容の全ての実施を保証するわけではなく、委託事業者決定後、県と協議の上、委託業務を決定し実施するものとする。

(2) 本事業は、国の補助などを活用して実施するものであり、受託事業者は経理管理にあたっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法第179号）に基づき、適正に執行するものとする。

(3) 本仕様書に定める事項について生じた疑義又は本仕様書に定めのない事項については、沖縄県と受託事業者双方で協議して解決するものとし、必要な事項は別に定める。

(4) 本委託契約等に関する協議や各種打ち合わせに要する経費は受託者の負担とする。

(5) 本委託業務の実施により取得した著作権等については、沖縄県に帰属する。